

日本医療安全推進学会による学会認定の「臨床医学安全推進者」資格制度について (Ver1)

(概要) 下記の全科目を受講し、当該認定試験に合格した日本医療安全推進学会の臨床医ならびに歯科医の会員へ認定証を交付する。
本制度は 2025 年 12 月より実施する。

(目的) 諸臨床医学分野に共通する安全推進に特化する資格制度によって、各臨床医学分野における安全推進者を養成する。

(対象者) 臨床医学現場経験年数が 5 年以上有する全国の医師若しくは歯科医師で、なにがしかの臨床系医学会の会員、かつ日本医療安全推進学会の会員。

(受講科目) 科目受講の順不同で構わない。

(科目名)	(授業形式)	(実施日数)	認定試験の有無
医療安全倫理・モラル研修会	講義	1 日	無
医療事故調査セミナー	講義	連続する 2 日間	無
臨床安全コミュニケーター(基礎編)	講義/実習	連続する 2 日	有
チーム医療安全研修会	講義/実習	連続する 2 日間	有
医療安全のためのリスク分析・調査	講義/実習	連続する 2 日間	有
医療安全情報処理 (診断ミスを含む)	講義	連続する 2 日間	有
医薬品安全・感染症安全対策の基礎研修 (臨床医・歯科医向け)	講義	1 日	無
医療機器安全管理 (臨床医・歯科医向け)	講義	1 日	無

・全科目を国際医療リスクマネジメント学会、若しくは日本医療安全推進学会が主催する。

(学会認定「臨床医学安全推進者」資格の取得要件)

- ・資格申請者は日本医療安全推進学会の会員であること。
- ・所属する臨床系学会の学会名と会員番号も届け出ること。
- ・上記の全科目を 5 年以内に取得すること。
- ・すべての認定合格証をそろえて日本医療安全推進学会へ申請すること。
- ・認定試験を行わない科目では、その受講終了証を以て認定合格書証の代わりとする。
- ・本資格申請時に申請費(1 万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(学会認定「臨床医学安全推進者」資格の再認定の取得要件)

- ・資格認定の有効期間は資格取得後の 5 年間とする。
- ・再認定を希望する場合は、過去 5 年間にわたる日本医療安全推進学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定の際には新たな科目を追加する場合がある。
- ・再認定時には申請費(1 万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(学会認定「医療安全高度専門家」資格の申請方法)

A) 申請に必要な資料書類(原本の場合はその写し)を用意する。

B) 申請費を下記口座へ振り込む。

銀行支店名： みずほ銀行 本郷支店（075）
 ニホンイリョウアンゼンスイシנגアカイ
口座名義： 日本医療安全推進学会
番号： 普通 4203412

C) A)の資料と B)の振込控えを以下へ郵送する。

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12-102
一般社団法人 国際医療安全推進機構内
日本医療安全推進学会

以上